

糸魚川市駅北大火被災者・関係者説明会

期日：平成29年5月18日（木）、19日（金）

場所：ヒスイ王国館2階ホール

1 開 会

2 あいさつ

3 全体説明

(1) 義援金の第3次配分について 資料No.1

(2) 復興まちづくり計画の策定について 資料No.2

(3) 住宅等の再建について 資料No.3

(4) ふるさと越後の家づくり復興支援事業等について 資料No.4

(5) その他

4 閉 会

糸魚川市駅北大火に係る糸魚川市災害義援金の第3次配分計画

1 配分原資

糸魚川市が受け付けた義援金	489,163,088円 (平成29年4月21日現在)
新潟県配分委員会義援金送付額	183,696,259円 (平成29年4月21日現在)
義援金合計額	672,859,347円
第1次配分額	190,950,000円
第2次配分予定額	280,000,000円
第3次配分可能額	201,909,347円

2 配分方針

- (1) 再建に対する支援
- (2) 被災車両に対する支援
- (3) 社会福祉協議会及び被災地区が行う被災者支援事業に対する支援

3 配分案

- (1) 再建に対する支援

単位：千円

再建方法	被害規模	住 宅 (併用住宅含む)	事業用建物等
再建築又は取得 (第2次配分の上乗せ)	全壊及び 大規模半壊	1,000 ※2次配分と合計で2,000	1,000 ※2次配分と合計で3,500
補 修	全壊及び 大規模半壊	1,000	1,000
	一部損壊	200	200
賃 借	全壊及び 大規模半壊	500	500

※ 再建築または取得、補修に対する配分金額は、当該方法に要した費用を限度とし、被災者生活再建支援法による加算支援金の対象となった場合は、当該方法に要した費用から加算支援金の額を控除した額を限度とする。

※ 申請書に契約書又は領収書の写しを添付する。

問合せ先

事業用建物の再建築又は取得：産業部商工農林水産課企業支援室

上記以外：市民部福祉事務所

(2) 被災車両に対する支援

① 対象

- ・今まで義援金の対象とならなかった世帯等

② 配分単価

ア 全損の場合（申請書に被災証明書、廃車証明を添付）

1世帯あたり 100千円

イ 一部損傷の場合（申請書に被災証明書、修理費用の領収書の写しを添付）

修理費の2分の1（千円未満切り捨て 50千円上限）

③ 問合せ先

市民部福祉事務所

(3) 社会福祉協議会及び被災地区が行う被災者支援事業に対する支援

① 社会福祉協議会が行う被災者支援事業に対する支援

配分金額 平成29年度分として7,000千円（上限）

② 被災地区が行う事業に対する支援

配分金額 2,000千円

問合せ先

糸魚川市市民部福祉事務所

糸魚川市産業部商工農林水産課企業支援室

電話 025-552-1511(代)

メール fukushi@city.itoigawa.lg.jp